

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会 議 名	令和5年2月森町教育委員会定例会					
開 催 日 時	令和5年2月22日（水）9時00分					
会 場	森町文化会館 第2研修室					
出 席 委 員	教育長	比奈地敏彦				
	委 員	村松昌吾				
	委 員	鈴木真子				
	委 員	早馬保男				
	委 員	佐藤佐和子				
出 席 者	学校教育課 課長	塩澤由記弥	健康こども課 課長	朝比奈礼子		
	課長補佐	土屋智也乃	社会教育課 課長	松浦 博		
	学校管理係長	井口寧了	課長補佐	三澤由紀子		
	庶務係長	鈴木真央	社会教育係長	中村美幸		
傍 聴 者	なし					

1 開 会

教 育 長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-------	------------------

2 前回会議録の承認

教 育 長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委 員 全 員	質疑なく承認。
教 育 長	前回定例会会議録の承認をする。

3 教育長の報告

教 育 長	2月に開催及び出席した各種会議等について報告する。
	1日・課長会議 (町長訓示)
	・園長・校長会 (郷育9 指示事項)
	2日・臨時教育長会 (人事異動情報確認 等)
	・男女共同参画推進委員会 (進捗状況確認 性別欄の見直し)
	・社会科副読本編集委員会 (編集へのお礼の挨拶)
	5日・第50回森町ロードレース大会 (3kmスターター ※規模縮小)
	7日・校長面談 (人事評価制度に基づく面談)
	・静教組磐周支部長来庁 (活動への協力のお礼)
	・一貫教育研究会推進委員会 (本年度の振り返り等)
	11日・小國神社紀元祭 (来賓として出席)
	・第26回石松・カワセミカップ (開会式のみ中止)
	13日・学校給食連絡協議会 (令和4年度学校給食会計状況等)
	15日・課長会議 (町長訓示)
	・三役調整会 (庁内人事について①)
	17日・森天宮地区生活道路対策協議会 (新田赤松線関係 他)
	19日・杭迫柏樹氏 寄贈作品展 (2月19日(日)～26日(日))
	・記念講演 (「私の学書10ヶ条」)

	21日・三役調整会 22日・教育委員会 ・総合教育会議 24日・議会全員協議会 ・三役調整会 ・県教委主催臨時校長会 27日・三役調整会 28日・交通安全対策会議 ・臨時教育委員会	(庁内人事について②) (2月定例教育委員会) (本年度の振り返り) (来年度予算案について伝達) (採用関係打ち合わせ) (※不祥事多発の現状を受けて オンライン) (庁内人事について③) (閉会の言葉) (人事内申案承認)
教 育 長	教育長の報告について、質疑を求める。	
委 員 全 員	質疑なし承認。	

4 付議する案件

【議 事】

教 育 長	議事について事務局に説明を求める。 議第27号について説明を求める。
庶 務 係 長	議第27号 森町立小・中学校処務規程の一部改正について 静岡県職員の育児休業に関する条例が改正され、育児休業の取得回数制限や取得要件が緩和された。それに伴い森町立小・中学校処務規程において、関連する所要の改正を行う。 育児休業の取得回数について、現行では原則1回まで可能であったものが、制度改正により原則2回までに変更となった。それに伴う様式の変更については資料のとおり。
教 育 長	以上について質疑を求める。
教 育 長	改正することにより、回数を含め職員にとっては取得しやすい環境となった。
庶 務 係 長	今回の改正で、特に男性が取得しやすくなったと思う。
村 松 委 員	「育児休業承認請求書」の宛名は静岡県教育委員会となっている。これは第33条第1項にあるように森町教育委員会を経由して申請をするということでよい。
庶 務 係 長	そのとおり。本人からの請求書と森町教育委員会が作成する書類を併せて静岡県教育委員会へ申請をする。
委 員 全 員	他に質疑なく承認。

【報告事項】

教 育 長	続いて報告事項について事務局に説明を求める。 報第48号について説明を求める。
健康こども課長	報第48号 森町立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について 預かり保育の実施時間について、現行の「午後5時から午後6時まで」に「及び午前7時45分から午前8時30分まで」を加える改正を行う。 保護者の働き方の変更等により、朝預かりについて要望があったこともあり、要綱の中で正式に定め受入れをしていく。しかしながら、すべての園で対応ができるわけではないため、それぞれ相談のうえ対応をしていく。
教 育 長	以上について質疑を求める。

教 育 長	実施することで職員の負担はどうか。
健康こども課長	基本的には預かり保育指導員、支援員で対応をしていくが、朝の時間帯に正規職員が不在となると何かあった際に対応ができないため、正規職員でシフトを組み、超勤対応をしてもらう予定でいる。
委 員 全 員	他に質疑なく承認。
教 育 長	報第49号について説明を求める。
庶 務 係 長	報第49号 森町公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について 学校管理規則検討委員会という、校長、教頭、教務主任、事務職員、養護教諭の代表者が委員となっている委員会で、毎年例規の見直しや検討を行っている。その中で今年度改正の必要があるものについて報告をする。 本要綱については様式の改正となり、内容については資料のとおり。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委 員 全 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第50号について説明を求める。
庶 務 係 長	報第50号 森町公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正について こちらは、前号で説明した要綱の中で必要な事項について定めたものである。今回の改正では「自家用車」の定義について、リース契約の場合も含めるという内容に改正するものである。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委 員 全 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第51号について説明を求める。
庶 務 係 長	報第51号 森町立小・中学校公印取扱要領の一部改正について 現行の取扱いでは、公印管理者や取扱主任は文書等に公印を押印した際、原義にその旨を記載するか、様式第4号に定められている「公印押印済の印」を押印する必要がある。しかしながら、煩雑な処理であり、実際には公印を押印したことは写しで確認できるため、この規定を削除した。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委 員 全 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第52号について説明を求める。
庶 務 係 長	報第52号 森町立小・中学校財務取扱要領の一部改正について 学校教育法の改正により、事務職員の職務について「様々な事務に従事する」という表記から「事務をつかさどる」に改められたことにより、本要領も併せて改正するものである。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委 員 全 員	質疑なし承認。

5 連絡事項

教 育 長	連絡事項について、説明を求める。
庶 務 係 長	・臨時教育委員会を2月28日(火)16時から開催するので出席をお願いする。 ・次回3月定例会を3月23日(木)13時30分から第2研修室で開催予定。

6 閉 会

教 育 長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 9時30分閉会
-------	--------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事 務 局
